

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	収納課
委託業務名	滞納管理システム運用支援業務
委託業務場所	大津市御陵町
概要	現行の滞納管理システムは令和 4 年 7 月をもってサポート期間が終了するため、令和 3 年度にクラウド化による新滞納管理システムの構築を行った。令和 4 年 8 月に遅滞なく安定した本番稼動を実現するため、職員の操作研修と本番環境の前段階のシステム検証環境でのシステム調整を行い、本番環境への確実なデータ移行を実施する。
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 4 年 7 月 31 日まで
契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
契約金額	1, 870, 000 円
契約の相手方	〔所在地〕福岡市博多区博多駅前二丁目 19 番 24 号 大博センタービル 〔名称〕株式会社 シンク
契約相手方の選定理由	株式会社シンクは、令和 3 年度においてクラウド化による新滞納管理システムを構築した業者であり、当該システムの本番稼動に向けた操作研修とシステム検証環境でのシステム調整、本番環境へのデータ移行等の支援業務ができる唯一の業者であるため。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。